

**令和8年度奥能登2市2町共通A I オンデマンド交通導入にかかる  
効果検証業務委託  
特記仕様書**

**第1条（適用範囲）**

本仕様書は、石川県能登地域公共交通協議会（以下「発注者」という）が発注する『令和8年度奥能登2市2町共通A I オンデマンド交通導入にかかる効果検証業務委託』に適用する。

**第2条（業務目的）**

本業務は、令和8年度に実施する奥能登2市2町（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）におけるA I 配車システム・予約配車アプリ・コールセンター機能を活用した実証運行を対象として、利用者アンケート調査及びA I オンデマンド乗車ログのデータ分析を実施し、システム導入による効果を定量的・定性的に検証することを目的とする。得られた分析結果は、令和9年度以降に予定している市町を跨ぐ広域的な実証運行の計画立案に資するものとする。

**第3条（業務範囲）**

石川県奥能登地域（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）

**第4条（履行期間）**

本業務の履行期間は契約締結日から令和9年2月12日までとする。

**第5条（業務内容）**

**1. 利用者アンケート調査**

能登地域の公共交通利用者（A I オンデマンド及びその他の公共交通を含む）を対象としたアンケート調査を実施する。

1) 調査準備

調査目的を踏まえ、以下の事項を設計する。

- ・調査票の設計（設問構成・選択肢・自由記述欄）
- ・サンプリング方針（対象者属性・配布方法・回収目標件数）
- ・調査の実施時期（実証運行の初期・中期・終期に合わせた複数時点）
- ・調査方法（車内配布・アプリ内配信等の手法）

2) 調査票の主な調査事項

調査すべき事項はおよそ下記のとおりとするが、詳細は発注者との協議による。

- ・利用者属性：年齢・性別・居住地・移動手段の保有状況
- ・利用実態：利用頻度・利用目的・乗降地点・利用時間帯
- ・予約手段：アプリ利用・電話（コールセンター）利用の別、利便性評価
- ・満足度：配車待ち時間・運行ルート・料金・アプリ操作性に関する満足度
- ・交通行動変容：従前の移動手段・本サービス利用前後の外出頻度変化
- ・広域展開への意向：市町を跨ぐ移動ニーズ・広域サービス拡大への期待
- ・自由意見：サービス改善・継続への要望等

### 3) 調査の実施

調査票の印刷・配布・回収及びデータ入力を行う。アプリ内アンケートについては、システム管理者と連携のうえ配信設定を行う。

### 4) 集計・分析

- ・基本集計（単純集計・クロス集計）
- ・属性別（年齢層・市町別・予約手段別）の比較分析
- ・従前の移動手段との比較による行動変容の分析
- ・自由記述回答はテキスト分析（カテゴリ分類）を行う

## 2. 利用実績データ分析

### 1) データの取得と整理

A I 配車システムから出力される乗車ログデータについて発注者を通じて入手し、データ分析用データセットを構築する。

### 2) 分析項目

以下は一例であり詳細は発注者との協議による。

- ・利用動態分析 時間帯別・曜日別・市町別の乗車件数・乗車距離・乗車時間の集計
- ・需要分布分析 乗降地点のヒートマップ作成による需要集中エリアの把握
- ・予約手段分析 アプリ予約とコールセンター予約の件数比率・属性別傾向の分析
- ・配車効率分析 相乗り率・平均配車待ち時間・走行距離効率の評価
- ・時系列分析 実証運行期間を通じた利用者数・利用頻度の推移の把握
- ・移動分析 乗降データに基づく移動ニーズのマッピング 等

## 3. 効果検証の総合分析

### 1) 利用者側から見た効果の整理

- ・利用者満足度・利便性向上の定性・定量評価
- ・アプリ・電話の複合予約手段による多様なニーズへの対応状況の評価

- ・外出機会の増加や交通行動変容に関する評価
- 2) 運営側から見た効果の整理
  - ・車両運用の効率化に関する評価
  - ・乗車数・稼働率などに関する評価
- 3) 広域展開に向けた示唆の整理
  - ・実証運行で得られた知見をもとに、A I オンデマンド交通の定着及び拡大可能性について論点を整理するとともに、課題・改善点についても整理する

#### 4. 報告書作成

調査・分析の結果を取りまとめた最終報告書を作成する。

#### 5. 打合せ協議

業務着手時打合せ及び中間打合せ(2回)、成果品納入時打合せを実施する。

### **第6条 (成果報告書)**

成果報告書は、委託業務内容の各項目について十分な照査を実施し、内容の不統一、相互間の矛盾のないものとして必要部数を提出すること。成果報告書提出内容は下記の通りとする。

- ・報告書(A4判) : 2部
- ・電子データ : 1式

### **第7条 (秘密事項の堅持)**

受注者は本業務に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。

### **第8条 (業務の瑕疵)**

受注者は業務委託が完了し、成果品引き渡し後といえども、成果品に誤り等が認められた場合には、速やかに受注者の責任において修正しなければならない。

### **第9条 (その他)**

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、別途協議の上定めるものとする。